

江戸川区立保育園給食調理業務委託業者選定基準

1 基本的事項

保育園給食調理業務を受託する業者は、保育園給食調理業務の実績があり、調理技術、安全衛生管理等の教育を積極的に行っている意欲的な企業で、幼児食の意義や特色を理解し、社員教育を徹底している企業でなければならない。

また、上記の教育を徹底された栄養士・調理員を安定的に雇用しており、その企業の経営状態が安定していなければならない。

2 選定基準

(1) 住所要件

- ・都内又は近県（千葉県・神奈川県・埼玉県）に本社又は事務所を持っていること。

(2) 信用状況

- ・江戸川区の指名参加登録業者であること。
- ・保育園給食調理業務の受託実績（原則として公立保育園）があること。

(3) 安全衛生

- ・安全衛生管理を目的とした、研修・衛生管理指導等を実施できる体制があること。
- ・令和6年4月1日以降に安全衛生管理上重大な事故（火災・食中毒等）を起こしていないこと。

(4) 業務遂行能力

- ・保育園給食調理経験のある正規栄養士または調理師・調理員を配置すること。
- ・経営が安定しており、委託契約書・仕様書の業務を確実に遂行する能力があること。
- ・調理員の休暇等に即応して代替調理員を確保すること。
- ・委託業務の代行保証への加入など、労働争議その他の事情により受託業務の遂行が困難になった場合の対応策が確保されていること。

(5) 保育園給食に対する意欲、理解

- ・保育園給食の意義や特色を十分に理解していること。
- ・保育園の保育運営方針等を理解し、積極的に協力すること。

【参考】

(1) 1日の想定配置人員

船堀第二保育園（延長保育実施園） 調理職員…3名、調理補助…4名
 （休日保育実施園）

- ・土曜日は、1～2名程度（調理職員1名を含む）
- ・日曜日の配置あり。1名以上（調理職員1名を含む）
- ・栄養士は各保育園には配置していない。

（保育課に配置した栄養士が区立保育園全体の調理業務を指導している。）

1日の想定配置人員は日曜日の配置人員も含めた目安であり、日常的な勤務人数を制限するものではないことに留意すること。

(2) 標準的な所要経費（1年間の委託金額、消費税相当額含む）

船堀第二保育園 34,000,000円程度

標準的な所要経費は目安であり、提案内容を制限するものではないことに留意すること。